

答申保第56号
平成29年8月31日
(諮問保第73号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について不開示とした情報のうち、「本件は、〇〇署管内における」で始まる文の後段部分の一部及び「3 違反入力について」の下部に記載された部分の1行目については、開示すべきであるが、その他の部分については、不開示が妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成28年9月26日付けで「請求者に関する、指定場所不停止等違反否認事件の違反入力について、と題する文書（平成〇年〇月〇日付）」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成28年10月25日付け鹿免管第2086号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成28年11月22日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分のうち、「本件は、〇〇署管内における」で始まる文の後段部分の一部及び「3 違反入力について」の下部に記載された部分の不開示処分の取消しを求めるといふものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 「本件は、〇〇署管内における」で始まる文の後段部分の一部は19文字程度であり、個々の事案の具体的事実を書けるはずがない。具体的事実が書かれていない以上、開示されたことにより、「その情報を元に、交通取締りの手法等を確認し、若しくは推測され、その結果、交通取締りを免れるための対抗措置が取られるなど、交通取締りに支障を及ぼし、又は交通違反という違法行為を容易にし、若しくは助長するおそれがある。その結果、交通モラルの低下及び法秩序の形骸化を招くとともに、道路における危険及び交通の安全と円滑に対する障害が増大するおそれがある。」というようなおそれが現実化するはずがない。

イ 「3 違反入力について」の下部に記載された部分についても、実施機関は全く同じ抽象的な説明しかしておらず、不開示理由の付記を求めた条例の趣旨を没却する。

ウ 本件の場合、審査請求人が「一時停止をした」と弁解したのに対して、警察官らは「一時停止していなかった」と述べて一時停止違反の摘発を行ったという経緯からすれば、違反事実があったが告知等の基準に該当しないと認めたときではなく、違反事実がないと認めたときか、違反事実が誤認であったときかのいずれかである。これは警察官らの摘発行為が誤りだったということである。そうだとすると、審査請求人が、このような事情（登録除外の理由）を知ったところで、「その情報を元に、交通取締りの手法等を確認し、若しくは推測され、その結果、交通取締りを免れるための対抗措置が取られるなど、交通取締りに支障を及ぼし、又は交通違反という違法行為を容易にし、若しくは助長するおそれがある。その結果、交通モラルの低下及び法秩序の形骸化を招くとともに、道路における危険及び交通の安全と円滑に対する障害が増大するおそれがある。」ということとは到底ない。

エ 条例第13条第5号は「開示することにより、犯罪予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」というものであって、「開示することにより、犯罪予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」ではない。実施機関は、条例第13条第5号の規定よりも不開示事由を狭く解釈し運用しているのか。

オ 実施機関が不開示理由欄に記載している内容は、条例第13条第5号の条文を書き写しただけのものであり、不開示理由の記載になっていない。不開示理由が書かれていない以上、条例第17条第3項の規定に違反しているから、本件処分は取り消されるべきである。

カ 墨塗り部分の範囲は著しく異なり、同じ文言が書かれているとは考えられない。明らかに異なる内容が記述されている以上、それぞれの内容を区別して説明すべきであるにもかかわらず、同じ説明しか書かないことは、個々の不開示が適法であるか否かの判断を困難にするものであり、このような不開示部分の説明は違法というべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された弁明書の写し及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

指定場所不停止等違反否認事件の違反入力について（平成〇年〇月〇日付け）と題する文書中のあなたに関する情報

(2) 一部開示決定の理由

ア 決裁欄の印影及び警察官の氏名の一部

条例第13条第2号（第三者に関する情報）に該当

開示請求者以外の個人に関する情報は原則として不開示であり、ただし書きのいずれにも該当しない。

イ 「本件は、〇〇署管内における」で始まる文の後段部分の一部（以下「本件不開示情報1」という。）及び「3 違反入力について」の下部に記載された部分（以下「本件不開示情報2」という。）

(ア) 条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）に該当

本件不開示情報1及び2を開示することにより、犯罪予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 本件不開示情報1及び2には、違反点数の入力を登録除外とした理由が記載されており、当該不開示部分を公にすることにより、違反点数を登録除外とした理由が明らかになり、その情報を元に、交通取締りの手法等を確認し、若しくは推測され、その結果、交通取締りを免れるための対抗措置が取られるなど、交通取締りに支障を及ぼし、又は交通違反という違法行為を容易にし、若しくは助長するおそれがある。

その結果、交通モラルの低下及び法秩序の形骸化を招くとともに、道路における危険及び交通の安全と円滑に対する障害が増大するおそれがある。

(ウ) 審査請求人は、本事案は違反事実があったが告知等の基準に該当しないと認めたときではなく、違反事実がないと認めたときか、違反事実が誤認であったときかのいずれかであると主張しているが、「運転免許の行政処分事務処理要領」「第4 免許管理課長の措置」「2 違反等登録」「(3) 登録除外」には、「違反等登録審査官は、行政処分書に係る事案について、違反事実の不存在若しくは事実誤認があると認め、又は告知等の基準に該当しないと認めたときは、当該事案を違反等登録から除外」と記載されている。審査請求人は、「告知等の基準」を「告知の基準」と限定的に解釈していると考えられる。

(エ) 本件不開示情報2が開示されると、「違法ではあるが検挙されない基準」というふうな誤解を与えかねない。その結果、違反ではあるけれども、登録除外となる範囲で、違反行為を行うことになり、違反行為を助長することになる。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年12月21日	諮問を受けた。
平成29年 1 月27日	諮問実施機関から弁明書の写し及び反論書の写しを受理した。
3 月22日	諮問の審議を行った。(事務局から事案を説明)
4 月25日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
7 月25日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
8 月16日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 「交通違反等の登録」について

運転免許における点数制度とは、交通違反等を起こした場合に、その内容に応じて一定の点数を付し、累積点数が一定の基準に達した場合に、運転免許の取消し、停止等の処分を行うものであり、警察署長等から送付されてきた行政処分書の違反点数については、実施機関において、違反等登録の対象となるか否かを審査するとともに、事実認定が適正に行われ、かつ、事実の証明が十分であるかなどを審査して、その結果、登録除外事由に該当するときは、違反点数を登録から除外することがある。

イ 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

実施機関は、これらのうち決裁欄の印影及び警察官の氏名の一部を条例第13条第2号、本件不開示情報1及び本件不開示情報2を条例第13条第5号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

審査請求人は、上記2(2)のとおり、本件不開示情報1及び本件不開示情報2について処分の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第5号の不開示情報に該当するかどうかについて検討する。

ウ 条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第5号

条例第13条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、この号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか

否か、いわゆる相当の理由の有無について審理・判断するのが適当であり、このような規定となっているものである。

(イ) 本件不開示情報1の条例第13条第5号該当性

審査会において、本件不開示情報1を見分したところ、警察署長等から送付されてきた行政処分書に係る事案について、違反登録の対象となるか否かを審査し、事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて登録審査を行う際に行われた審査方法が記載されていることを確認した。

記載されている審査方法は、一般的な方法であると認められ、特段実施機関が主張するような、交通取締りに支障を及ぼし、又は交通違反という違法行為を容易にし、若しくは助長するおそれがあるとは考えられない。

したがって、本件不開示情報1については、条例第13条第5号の犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められない。

(ウ) 本件不開示情報2の1行目の条例第13条第5号該当性

審査会において、本件不開示情報2の1行目を見分したところ、本件事案の経緯が記載されており、本件対象保有個人情報で既に開示されている部分及び本件不開示情報1と同様の内容であることを確認した。

記載内容は、既に開示されている内容及び上記4(2)ウ(イ)において、条例第13条第5号に該当しない情報と判断した内容と同様であることから、実施機関が主張するような、交通取締りに支障を及ぼし、又は交通違反という違法行為を容易にし、若しくは助長するおそれがあるとは考えられない。

したがって、本件不開示情報2の1行目を開示することにより、条例第13条第5号の犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められない。

(エ) 本件不開示情報2の2行目から10行目までの条例第13条第5号該当性

審査会において、当該不開示情報部分を見分したところ、その内容は以下の情報であり、登録除外とした理由等が記載されていることを確認した。

- a 警察署長等から送付されてきた行政処分書に係る事案について、違反登録の対象となるか否かを審査し、事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて登録審査を行って得られた本件事案の具体的な事実
- b 交通取締り業務で得られた具体的な情報
- c 登録除外に係る判断要素及び検討結果

以上の情報は、違反登録の審査の過程において得られた事実や交通取締り上の情報が具体的に記載されており、登録除外の判断要素や審査の検討結果の内容も含まれ

ていることから、これらの情報を開示すると、審査請求人に対して交通取締上の誤った認識を抱かせかねず、そのことにより交通取締りの方法等を推測されたり、交通取締りを免れるための措置が取られることとなれば、交通取締りに支障を及ぼし、又は交通違反という違法行為を容易にし、若しくは助長するおそれがあると実施機関が判断した場合には相当の理由があるものと考えられる。

したがって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められるため、条例第13条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の意見について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

本件処分における保有個人情報一部開示決定通知書には、不開示理由として、条例第13条第5号（公共安全等に関する情報）に該当する旨及び条文と同じ文言だけが記載されており、不開示部分がなぜ条例第13条第5号に該当するのか、具体的な理由が明らかになっていない。

理由付記の制度は、条例第17条第3号により、不開示理由の有無について、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであり、不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない。

審査請求人が述べている審査請求の理由にも、「実施機関が不開示理由欄に記載している内容は、条例第13条第5号の条文を書き写しただけのものであり、不開示理由の記載になっていない。」とあるとおり、単に第13条各号の不開示情報のいずれかに該当することを明らかにするだけでなく、これらを開示するとどのような支障があるのかなど具体的な不開示の理由を明らかにする必要がある。

しかしながら、詳細に過ぎる説明は不開示とすべき情報を開示してしまうことにもなり、当該不開示理由を具体的に示すことには限界があるとも言える。

以上のことから、本件については、条文の引き写しになっているという理由のみで、本件処分を取り消さなければならないとまでは言えないが、上記のような理由付記制度の趣旨を踏まえると、今後、実施機関においては、保有個人情報一部開示決定又は保有個人情報不開示決定を行う際には、その根拠条文を適用する理由をできるだけ具体的に付記することに努めるべきである。